

「目的外利用及び外部提供の記録」の審議会への報告及び公表のあり方について  
(検討課題③：補足資料)

1 現状

記録票に基づき、実施機関別に件数及び主な内容を公表している。

実施機関	件数
区長	
教育委員会	
選挙管理委員会	
監査委員	
議会	
合計	

【主な内容】

目的外利用の場合

- ・〇〇課が保有する〇〇情報を、△△課が△△のために利用

外部提供の場合

- ・〇〇法第〇条第〇項に基づく提供

2 令和5年4月以降（案）

記録票に基づき、個人情報保護委員会への報告を行うとともに、審議会にも実施機関別の件数を年1回報告の上で公表する。件数の報告に当たり、内訳として利用又は提供の根拠となった改正法第69条の規定別に件数を集計する。また、個人の権利利益に支障のない範囲で主な内容を記載し、事例を充実させる。

実施機関	件数	第69条	第69条	第69条	第69条	第69条
		第1項	第2項第1号	第2項第2号	第2項第3号	第2項第4号
区長						
教育委員会						
選挙管理委員会						
監査委員						
合計						

【第69条第1項に該当した主な内容】

- ・〇〇法第〇条に基づく利用
- ・〇〇法第〇条第〇項に基づく提供

【第69条第2項第1号に該当した主な内容】

- ・〇〇課の保有する〇〇情報を、本人同意に基づき△△課が利用
- ・〇〇課が保有する〇〇情報を、本人同意に基づき△△区に提供

【第69条第2項第2号に該当した主な内容】

- ・〇〇課が保有する〇〇情報を、△△課が△△のために利用

【第69条第2項第3号に該当した主な内容】

- ・〇〇課が保有する〇〇情報を、△△市が△△で利用するために提供

【第69条第2項第4号に該当した主な内容】

- ・〇〇課が保有する〇〇情報を、△△大学が△△研究で利用するために提供